

News おしらせ News

総務課 ☎ IP53・2321
 企画振興課 ☎ IP53・2325
 住民課 ☎ IP53・2323
 農林建設課 ☎ IP53・2322
 保健福祉課 ☎ IP53・3155
 農業委員会 ☎ 53・2324
 教育委員会 ☎ IP53・3443

**会議 第4回町議会
臨時会**

12月16日に令和3年第4回町議会臨時会が招集されました。

審議された内容は次のとおりです。

■令和3年度月形町一般会計補正予算（第5号・第6号）

□歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2867万5000円増額しました。

燃料代高騰に伴う低所得者への支援や子育て世帯臨時特別支援事業などを実施するための増額補正です。

予算総額
42億6475万7000円

**福祉 民生委員児童委員の
釣崎委員が表彰**

このほど、全国民生委員児童委員連合会から町内で活躍する民生委員児童委員に対して、全国民生委員児童委員連合会会長永年勤続表彰状が贈呈されました。

表彰されたのは、釣崎富美子さん（北農場1）で、民生委員児童委員として社会奉仕の精神をもって長年その職務を遂行し社会福祉の増進に寄与されました。その功績が顕著であることからこのたび表彰されたものです。



釣崎富美子さん

**福祉 日本赤十字社社資募
集結果について**

今年度も皆さまのご協力により、多くの社資が寄せられましたので報告します。

日赤月形町分区分に54万2800円の社資が寄せられました。

お寄せいただいた社資は、日本赤十字社に送金され、数多くの赤十字活動の事業資金として大切に使われます。

新型コロナウイルス感染症の流行の中、皆さまのご協力に厚くお礼申し上げます。なお社資は通年で受け付けておりますので、今後ともよろしくお願いします。

問合せ先 日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分区分（保健福祉課地域福祉係） ☎ IP53・3155



お詫びと訂正

1月1日発行広報1月号中、誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

■5ページ、秋の叙勲受章中、金澤博さんの受章名について

●誤「旭日及光章」↓正「瑞宝単光章」

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療制度と介護保険の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が下表の基準額（限度額）を超えた場合、その超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

申請勧奨通知の発送は、3月下旬の予定です。支給を受けるには、役場住民課戸籍係への申請が必要となります。

●後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合を対象としません

●支給額が5000円以下の場合には支給されません

問合せ先 住民課戸籍係 ☎ IP53・2323 または北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

【1年分の自己負担額の計算期間：令和2年8月1日～令和3年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得 690 万円以上】 212 万円
		【課税所得 380 万円以上】 141 万円
		【課税所得 145 万円以上】 67 万円
1割	一般	56 万円
	住民税 区分Ⅱ（※1）	31 万円
	非課税世帯 区分Ⅰ（※2）	19 万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

『月形町中小企業等振興基本条例が施行されます』

月形町では、中小企業および小規模企業（以下「中小企業等」という）の振興に向けた施策を総合的に実施するため、「月形町中小企業等振興基本条例」が、令和4年4月1日に施行されます。

～月形町中小企業等振興基本条例とは～

この条例は、中小企業等の振興の基本となる事項を定め、健全な発展を促進し、地域経済の持続的発展と活力の創造を図ることを目的として制定されたもので、基本理念、町の責務、中小企業者および小規模企業者ならびに商工会の役割、町民の理解および協力、施策の基本方針等を定めています。

月形町では、この条例を基本に地域社会全体で地域産業の活性化を推進していきます。

～なぜ、この条例が必要なのか～

本町の事業者の9割以上を占める中小企業者等は、これまで経済活動および地域の文化等において重要な役割を果たし、まちづくりの担い手として雇用と経済を支え、町民生活の向上をもたらしてきました。

本町経済の発展および雇用の場の創出を図り、町民生活の向上に繋げていくためには、中小企業者等を地域全体で支援し、中小企業等の振興を図ることが不可欠であり、その振興に向けた基本理念等を明確にし、施策を総合的に実施するため、この条例が制定されました。

近年、経営者の高齢化、人口減少による労働力確保、大規模自然災害や新型コロナウイルスによる急激な経済状況の変化など、中小企業者等の自主努力だけでは解決できない課題が増えてきているものの、これまでも増して大きな役割を果たしていくことが強く期待されています。

～中小企業者・小規模企業者とは～

- 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号において、下記のとおり規定されています。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- 小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項において、下記のとおり規定されています。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下
商業・サービス業	常時使用する従業員の数が5人以下

～基本理念～

- 中小企業者等の創意工夫ならびに自主的な努力を尊重します
- 中小企業等の成長および持続的な発展を図ります

～関係者それぞれの役割は～

●町の責務（第4条）

- ・中小企業等の振興に関する施策を策定、実施する
- ・中小企業等の社会貢献、役割について町民等の理解が深まるよう努める
- ・工事の発注等に当たっての中小企業者等の受注機会の確保に努める

●中小企業等の役割（第5条）

- ・自らの経営基盤の強化、経営革新等に努める
- ・商工会への加入に努める
- ・地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図る
- ・安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努める

●商工会の役割（第6条）

- ・中小企業等の経営の向上および改善に積極的に取り組む

- ・町が行う中小企業等の振興に関する施策に協力する

●町の基本的施策（第7条）

- ・基本理念に基づき、商工会、金融機関等と連携し、中小企業等の経営の向上および改善を図るための施策を講ずるよう努める

●町民等の理解と協力（第8条）

- ・中小企業等の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備および地域の生活環境の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努める
- ・町内において生産、製造または加工をされる製品および町内で提供される商業サービスを利用するよう努める

●町の財政措置（第11条）

- ・中小企業等の振興に関する施策を実現するため、必要な財源措置を講ずる

冬も札沼線バスに乗ろう

○バスの位置情報などを把握できます

札沼線バス月形当別線では、Maasアプリ「とべナビ」を利用して、月形・札幌間（バスまたはJR）の経路検索やとべる号（月形当別線）の位置情報、混雑状況を把握することができます。

経路検索は、検索した時点から利用できるバスまたはJRの時間帯を検索することができます。また、運賃や乗車時間なども知ることができますので、大変便利なアプリです。

経路検索は、検索した時点から利用できるバスまたはJRの時間帯を検索することができます。また、運賃や乗車時間なども知ることができますので、大変便利なアプリです。

○余裕を持って乗り継ぎましょう

札沼線バスは、JRとの接続を考慮したダイヤ設定となっていますが、雪の影響や混雑状況によっては遅延することがあります。JRとバスの乗り継ぐ待ち時間が5分程度の便もありますので、「とべナビ」やバス車内などに掲示されている時刻表で待ち時間を確認しましょう。

バスの運行が始まり2回目の冬を迎えました。札沼線バスは町内外問わずさまざまな方に利用されており、好評をいただいております。

冬期間は路面凍結や吹雪など、危険な場面も予想されますので、プロのドライバーが運転するバスに乗って、安全に目的地まで行ってみませんか。

問合せ先 企画振興課 地域振興係
☎ 53・2325



Available on the App Store



ANDROID APP ON Google play

「とべナビ」バス位置情報 MAP



消太の防火教室 IWAMIZAWA FIRE DEPT

月形支署
から
お知らせ



▶ 月形消防出初式開催

1月5日、月形消防出初式式典を月形町多目的研修センターで開催しました。今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から感染予防に十分留意し、消防関係者で式典のみを開



表彰披露

催、その中で消防業務に貢献された消防団員への表彰が行なわれ、本年も「安全、安心のまちづくり」をさらに目指していくことを誓いました。



町長告諭

< 各種表彰受章者 (敬称略) >

◆ 岩見沢地区消防事務組合管理者表彰

永年勤続章 青柳哲也

◆ 北海道知事表彰

勤労章 (20年) 山田 肇、山口浩司、松本 潤

表彰状 (10年) 三谷由希子、横山朋枝

小川 太、上葛 徹

◆ 北海道消防協会会長表彰

勤続章 (30年) 青柳哲也

勤続章 (20年) 山田 肇、山口浩司

勤続章 (10年) 横山朋枝、小川 太、傍田博光

◆ 空知地方支部長表彰

勤続章 (25年) 加藤登志江、小林 衡、

目黒隆紀、久慈 誠、新妻美夕起

◆ 月形消防団長表彰

吉田昌代、吉田和朗、樋浦翔太、山内貴大、

藤本一輝、佐藤悠斗

◆ 岩見沢分会勤続章

勤続章 (25年) 加藤登志江、小林 衡、

目黒隆紀、久慈 誠、新妻美夕起

勤続章 (15年) 竹内 晶、石田涼多、池上公大、

長瀬弘典、高島康典

勤続章 (5年) 山本未来子、三浦美咲、

佐藤充高、山内貴大、

藤本一輝、佐藤孝則

問合せ先 消防月形支署 ☎ 53・2154 (一般) ☎ 24・0119 (火事情報) ☎ 119 (救急・火事)